

千葉県環境保全条例施行規則及び千葉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月26日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第47号

千葉県環境保全条例施行規則及び千葉県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

(千葉県環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 千葉県環境保全条例施行規則(平成7年千葉市規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表第8第1号備考第4項及び別表第11備考第10項の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第1号から様式第10号まで及び様式第12号から様式第19号までの規定中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A列4番」に改める。

様式第20号中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A列4番」に、「汚染物質」を「汚染質」に改める。

様式第21号から様式第25号まで及び様式第27号の規定中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A列4番」に改める。

(千葉県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第2条 千葉県環境影響評価条例施行規則(平成11年千葉市規則第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第25号までの規定中「日本工業規格A4」を「日本産業規格A列4番」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。